（定期報告）

**第九条**　法第九条の規定により報告を行う認可設置者は、別記様式第四号による報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

２　前項の報告は、認可設置者が当該認可を受けた日の属する年度の末日から起算して一年を経過するごとに、その一年の期間ごとに一回行わなければならない。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、法の施行の日（令和四年十一月十五日）から施行する。

（合議制の機関の設置に関する認定の申請時における特例）

**第二条**　認定の申請をしようとする者は、認定の申請の際に第二条第五項第一号の合議制の機関を設置することができない特別の事情がある場合には、同号に該当していることを証する書類に代えて、当該合議制の機関を認定までに設置する意向を有することを示す書類を文部科学大臣に提出することができる。この場合において、当該特別の事情がなくなったときは、すみやかに当該合議制の機関を設置したことを証する書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

（国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令の一部改正）

**第三条**　国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （業務方法書に記載すべき事項）<br>**第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。<br>一　機構法第二十三条第一項第一号に規定する基礎研究及び基盤的研究開発に関する事項<br>二　機構法第二十三条第一項第二号に規定する企業化開発に関する事項<br>三　機構法第二十三条第一項第三号に規定する成果の普及及び成果の活用の促進に関する事項<br>四　機構法第二十三条第一項第四号に規定する企業化開発のあっせんに関する事項<br>五　機構法第二十三条第一項第五号に規定する国立大学寄託金の運用に関する事項<br>六　機構法第二十三条第一項第六号に規定する大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成に関する事項 | （業務方法書に記載すべき事項）<br>**第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。<br>一　機構法第二十三条第一号に規定する基礎研究及び基盤的研究開発に関する事項<br>二　機構法第二十三条第二号に規定する企業化開発に関する事項<br>三　機構法第二十三条第三号に規定する成果の普及及び成果の活用の促進に関する事項<br>四　機構法第二十三条第四号に規定する企業化開発のあっせんに関する事項<br>五　機構法第二十三条第五号に規定する国立大学寄託金の運用に関する事項<br>六　機構法第二十三条第六号に規定する大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成に関する事項 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 七　機構法第二十三条第一項第七号に規定する科学技術情報の収集、整理、保管、提供及び閲覧に関する事項<br>八　機構法第二十三条第一項第八号に規定する研究者の交流の促進及び研究開発を共同して行うことについてのあっせんに関する事項<br>九　機構法第二十三条第一項第九号に規定する人的及び技術的援助並びに資材及び設備の提供に関する事項<br>十　機構法第二十三条第一項第十号に規定する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関する事項<br>十一　機構法第二十三条第一項第十一号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項<br>十二　機構法第二十三条第一項第十二号に規定する附帯業務に関する事項<br>十三　機構法第二十三条第二項に規定する業務に関する事項<br>十四～十六　［略］<br>（助成勘定に係る会計処理の特例）<br>**第十五条**　文部科学大臣が機構法第二十三条第一項第六号及び同条第二項の規定による大学に対する助成（以下この条において「大学助成」という。）に充てる金額を定めた場合には、助成勘定における通則法第四十四条第三項の規定により主務大臣の承認を受けた金額又は機構法第三十二条第三項に規定する文部科学大臣の承認を受けた金額（以下この項及び次項において「目的積立金」という。）から大学助成に充てる金額（目的積立金が大学助成に充てる金額に満たない場合は目的積立金の全額）を貸借対照表の負債の部に振り替えるものとする。<br>２～５　［略］<br>備考　表中の「［　］」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | 七　機構法第二十三条第七号に規定する科学技術情報の収集、整理、保管、提供及び閲覧に関する事項<br>八　機構法第二十三条第八号に規定する研究者の交流の促進及び研究開発を共同して行うことについてのあっせんに関する事項<br>九　機構法第二十三条第九号に規定する人的及び技術的援助並びに資材及び設備の提供に関する事項<br>十　機構法第二十三条第十号に規定する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関する事項<br>十一　機構法第二十三条第十一号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項<br>十二　機構法第二十三条第十二号に規定する附帯業務に関する事項<br>［号を加える。］<br>十三～十五　［同上］<br>（助成勘定に係る会計処理の特例）<br>**第十五条**　文部科学大臣が機構法第二十三条第六号の規定による大学に対する助成（以下この条において「大学助成」という。）に充てる金額を定めた場合には、助成勘定における通則法第四十四条第三項の規定により主務大臣の承認を受けた金額又は機構法第三十二条第三項に規定する文部科学大臣の承認を受けた金額（以下この項及び次項において「目的積立金」という。）から大学助成に充てる金額（目的積立金が大学助成に充てる金額に満たない場合は目的積立金の全額）を貸借対照表の負債の部に振り替えるものとする。<br>２～５　［同上］ |